

生涯学習分科会の審議の状況

1. 第9期における審議実績

(1) 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について

平成30年3月、文部科学大臣より中央教育審議会に、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」諮問。①関係者の連携と住民の主体的な参画による新しい地域づくりに向けた学習・活動の在り方、②公民館、図書館、博物館等の社会教育施設に求められる役割、③社会教育施設が求められる役割を果たすために必要な具体的方策について審議を行った。このうち、社会教育施設が求められる役割を果たすために必要な具体的方策に関して、公立社会教育施設の所管の在り方に関しては、生涯学習分科会の下「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ」において、集中的に審議を行った。

同ワーキンググループは6月に論点整理を取りまとめ、これを受け、生涯学習分科会においても議論を行い、7月に「公立社会教育施設の所管の在り方等に関する生涯学習分科会における審議のまとめ」を取りまとめた。

その後、中央教育審議会総会、生涯学習分科会での更なる審議を経て、平成30年12月に答申。

答申においては、地域における社会教育の意義や果たすべき役割について検討し、今後「『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要であるとした。その上で、新たな時代の社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育」を提示し、今後の社会教育の展開に当たっては、

- ①学びの場への多くの地域住民の主体的な参画を得ること
- ②学習者のニーズや、様々な課題に対応するため、社会教育行政担当部局と首長部局、学校、NPO、企業等の多様な主体との一層の連携・協働を図ること
- ③様々な取組を企画・実施するため、専門性ある人材の活躍を促進することが重要であるとした。

また、これらの取組を支える場となる社会教育施設の在り方として、①学習と活動の拠点としてのみならず、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた取組の拠点としての役割も求められていくとし、その上で、②地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できることとする特例については、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべきとした。

(2) 第3期教育振興基本計画に盛り込むべき事項について

平成28年4月、文部科学大臣より中央教育審議会に、「第3期教育振興基本計画の策定について」諮問。総会の下に教育振興基本計画部会が設置されて審議が行われ、平成30年3月に答申、平成30年6月に閣議決定された。

生涯学習分科会分では、教育振興基本計画に盛り込むべき事項について審議を行い、平成29年5月から3回に渡り、教育振興基本計画部会に対して意見を提出した。その後も随時審議を行い、第3期計画には今後の教育政策に関する基本的な方針の一つとして、「生涯学び、活躍できる環境を整える」ことが盛り込まれ、今後5年間の教育政策の目標と施策群の中に、「家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進」、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」、「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」、「職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身につけるための社会人の学び直しの推進」、「障害者の生涯学習の推進」等が盛り込まれた。

(3) 文部科学省認定社会通信教育

文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、社会教育法等に基づき認定を行っている。第9期生涯学習分科会においては、2課程の認定、1課程の廃止を行った。

| 区分 | 通信教育名 | 実施者 |
|----|-------------|----------------------|
| 認定 | ローズ・ガーデン講座 | 一般社団法人日本園芸協会 |
| 認定 | クラフトバンド実技講座 | 一般社団法人クラフトバンドエコロジー協会 |
| 廃止 | ドレメ通信教育講座 | 学校法人杉野学園 |

2. 今期に審議することが考えられる事項

- 地域や社会における様々な課題の解決に向けて生涯学習・社会教育が果たす役割について
- 地域課題の学びを通じた解決に取り組む団体の振興方策について
- 高齢者をはじめとした地域住民の学びと活動への参画を促すための方策について
- 「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」で示された事項のフォローアップについて

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (答申) 概要

第 1 部 今後の地域における社会教育の在り方

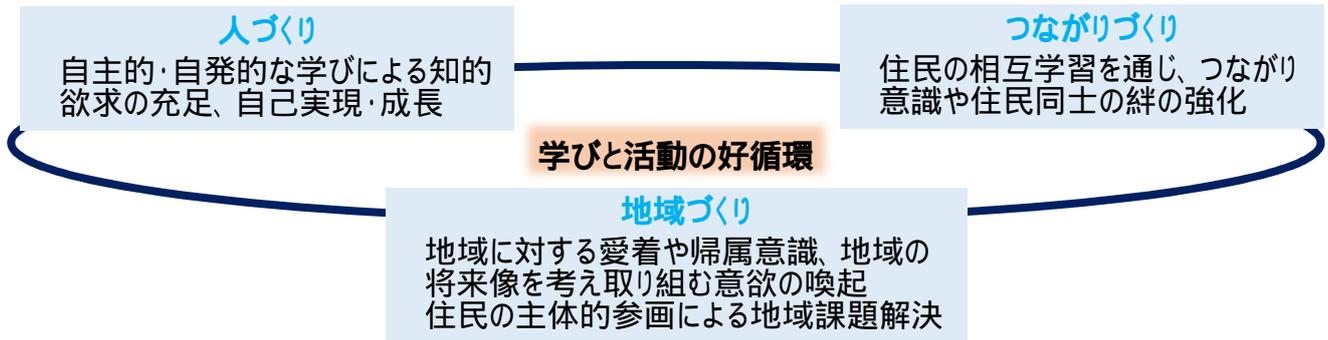
< 地域における社会教育の目指すもの >

1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割 ~ 「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり ~

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- 人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組等 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- 人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱等 誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割



2. 新たな社会教育の方向性 ~ 開かれ、つながる社会教育の実現 ~

住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学企業等と幅広く連携・協働

地域の学びと活動を活性化 する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

開かれ、つながる社会教育へ

< 「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策 >

1. 学びへの参加のきっかけづくりの推進

- 楽しさをベースとした学びや地域防災、健康長寿など、関心の高い学び等、学びや活動のきっかけづくりを工夫
- 子供・若者の参画を促し、地域との関わりの動機付けとなり得る成功体験づくり
- 社会で孤立しがちな人々に対して、福祉部局等との連携により、アウトリーチの取組を強化
- 各地における具体的な取組の収集・共有、地域における活動の事例分析と周知

2. 多様な主体との連携・協働の推進

- 首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議の活用や、部局間の人事交流を推進
- NPO、企業、大学等と行政関係者との積極的な意見交換や協議
- 地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働

3. 多様な人材の幅広い活躍の促進

- 地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込み、連携
- 教育委員会における社会教育主事の確実な配置、多様な主体による「社会教育士」の取得推奨

4. 社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

- 各地方公共団体における十分な社会教育費の確保を含めた基盤整備
- クラウドファンディング等の多様な資金調達手法の活用

第2部 今後の社会教育施設の在り方

< 今後の社会教育施設に求められる役割 >

社会教育施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

- 公民館：地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点
- 図書館：他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点
- 博物館：学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

< 今後の社会教育施設の所管の在り方 >

このような中、地方公共団体から、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組み（以下「特例」という。）を導入すべきとの意見が提出。これについて検討し、必要な措置を講ずる必要（「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定））。



生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管を基本とすべき。

一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

◆ 特例を設けることについて

（他行政分野との一体的運営による質の高い行政の実現の可能性）

- 社会教育施設の事業と、まちづくりや観光等の他の行政分野の社会教育に関連する事業等とを一体的に推進することで、より充実したサービス等を実現できる可能性。
- 福祉、労働、産業、観光、まちづくり、青少年健全育成等の他の行政分野における人的・物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等の活用により、社会教育行政全体を活性化できる可能性。
- 社会教育の新たな担い手として、まちづくりや課題解決に熱意を持って取り組んでいるがこれまで社会教育と関わりがなかった人材を育成・発掘できる可能性。

（施設の効果的・効率的な整備・運営の可能性）

- 首長部局が中心となって行っている社会資本整備計画等を通じた施設の戦略的な整備や、様々な分野が複合した施設の所管を一元化することによる、当該施設の効果的な運営の可能性。

◆ 社会教育の適切な実施の確保の在り方について

同時に、社会教育の適切な実施の確保（政治的中立性の確保、住民の意向の反映、社会教育施設としての専門性の確保、社会教育と学校教育の連携等）のためには、本件特例を設けるに当たり、教育委員会による関与など一定の担保措置を講ずる必要がある。

担保措置については、例えば、地方公共団体において所管の特例についての条例を定める際に、教育委員会の意見を聴くこととする、といった例が議論されたが、具体的な在り方については、国において、法制化のプロセスにおいて具体的に検討すべき。

◆ 地方公共団体において特例措置を活用する場合に留意が求められる点

- 特例が活用される場合でも、当該施設は引き続き社会教育施設であり、法令の規定を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営審議会等を活用した評価・情報発信等が重要。
- 教育委員会は社会教育振興の牽引役として引き続き積極的な役割を果たしていくことが重要（総合教育会議等の活用、首長部局やNPO等との連携・調整等）。地方行政全体の中に、社会教育を基盤とした、学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの視点を明確に組み込んでいくことが重要。

第9期中央教育審議会生涯学習分科会委員

委員：平成29年2月15日発令

臨時委員：平成29年3月15日発令

(50音順)

(委員)

| | |
|-------|--|
| 明石 要一 | 千葉敬愛短期大学学長、千葉大学名誉教授 |
| 生重 幸恵 | 特定非営利活動法人スクール・アドバイザー・ネットワーク理事長、 一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事 |
| 菊川 律子 | 放送大学特任教授(福岡学習センター所長)、 九州電力株式会社社外取締役 |
| 清原 慶子 | 東京都三鷹市長、三鷹まちづくり総合研究所所長 |
| 恒吉 僚子 | 東京大学教育学研究科教授 |
| 寺本 充 | 公益社団法人日本PTA全国協議会顧問 |
| 中田スウラ | 福島大学理事・副学長 |
| 宮本みち子 | 放送大学客員教授、千葉大学名誉教授 |
| 山野 則子 | 大阪府立大学人間社会システム科学研究科/地域保健学域 教育福祉学類教授 |

(臨時委員)

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 秋山 弘子 | 東京大学高齢社会総合研究機構特任教授 |
| 大久保幸夫 | 株式会社リクルート専門役員、リクルートワークス研究所所長 |
| 金藤ふゆ子 | 文教大学人間科学部教授 |
| 清國 祐二 | 香川大学地域連携・生涯学習センター長、教授 |
| 小林 光俊 | 全国専修学校各種学校総連合会会長 |
| 佐野 元彦 | 一般社団法人全国高等学校PTA連合会顧問 |
| 鈴木みゆき | 独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長 |
| 関 福生 | 愛媛県新居浜市教育委員会教育長 |
| 高見由香里 | 株式会社イトク口取締役 |
| 野田三七生 | 日本労働組合総連合副会長、 情報産業労働組合連合会中央執行委員長 |
| 平岩 国泰 | 特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール代表理事 |
| 牧野 篤 | 東京大学大学院教育学研究科教授 |
| 山本 健慈 | 一般社団法人国立大学協会専務理事 |
| 山本 仁志 | 鳥取県教育委員会教育長 |
| 横尾 俊彦 | 佐賀県多久市長 |

(: 分科会長、 : 副分科会長)

(24名)

野田委員：平成29年12月15日発令

山本委員：平成30年10月15日発令

中央教育審議会生涯学習分科会

公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ委員

(50音順)

明石 要一 千葉敬愛短期大学学長、千葉大学名誉教授

生重 幸恵 特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事
長、一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協
議会代表理事

植松 貞夫 跡見学園女子大学文学部教授、図書館長兼情報メディアセンター長

笠原 寛 群馬県教育委員会教育長

金山 喜昭 法政大学キャリアデザイン学部教授

清國 祐二 香川大学生涯学習教育研究センター長、教授

清原 桂子 神戸学院大学現代社会学部現代社会学科教授

関 福生 愛媛県新居浜市教育委員会教育長

矢ヶ崎紀子 東洋大学准教授、日本貨物鉄道株式会社取締役、東武鉄道株式会社
取締役

山崎 亮 東北芸術工科大学コミュニティデザイン学科長、株式会社 studio-L 代表

横尾 俊彦 佐賀県多久市長

(計11名)